

安全対策マニュアル

平成31年1月18日改訂

在ラオス日本国大使館領事班

電話：414400～03（内線20）
緊急携帯電話：020-5551-4891
Eメールアドレス：consular@vt.mofa.go.jp
ホームページ：<http://www.la.emb-japan.go.jp>

目 次

| | | |
|-------------------------|---|----|
| 第 1. はじめに | … | 1 |
| 第 2. 平素の心構え | | |
| 1. 現地事情の理解 | … | 1 |
| 2. 「在留届」の提出 | … | 1 |
| 3. 情報の収集 | … | 2 |
| 4. 身の回り品の準備 | … | 2 |
| 5. 旅券及び査証の確認 | … | 3 |
| 6. 緊急備蓄品の整備 | … | 3 |
| 7. 自動車の整備等 | … | 4 |
| 8. 避難経路の確認 | … | 4 |
| 第 3. 治安情勢等 | | |
| 1. 治安情勢 | … | 4 |
| 2. 犯罪発生状況 | … | 5 |
| 3. 災害発生状況 | … | 6 |
| 第 4. 安全対策 | | |
| 1. 屋外犯罪防犯対策 | … | 7 |
| 2. 住居防犯対策 | … | 7 |
| 3. テロ・誘拐対策 | … | 10 |
| 4. 防災対策 | … | 11 |
| 5. 交通事故防止対策 | … | 12 |
| 6. 事件・事故発生時の措置 | … | 13 |
| 7. 傷病者の緊急移送要領 | … | 14 |
| 第 5. 緊急事態発生時の対処要領 | | |
| 1. 情報収集と大使館への通報 | … | 15 |
| 2. 通信が平常の場合の情報伝達および安否確認 | … | 15 |
| 3. 通信が不通の場合の情報伝達及び安否確認 | … | 16 |
| 4. 避難等 | … | 16 |
| 第 6. 地方滞在時の注意事項 | | |
| 1. 移動手段の確保・近隣国への渡航経路の確認 | … | 17 |

| | | | |
|-----------|-----------------|---|----|
| 2. | 移動中の安全確保 | … | 17 |
| 3. | 水難事故に注意 | … | 17 |
| 4. | 連絡手段の確保・定期連絡の励行 | … | 18 |
| 5. | 注意すべき病気 | … | 18 |
| 6. | 地方の医療事情 | … | 19 |
| 第7. 緊急連絡先 | | | |
| 1. | 在ラオス日本国大使館 | … | 19 |
| 2. | ラオス警察機関 | … | 20 |
| 3. | ラオス消防機関 | … | 20 |
| 4. | 病院 | … | 20 |
| 5. | その他 | … | 21 |

第1. はじめに

1. 在留邦人の安全確保は、一義的にはラオス政府がその責を負っており、事件捜査や事故処理等は全てラオスの主権の下に行われることとなります。

しかし、私達日本人からすれば、ラオスはあらゆる面で発展途上の段階にあり、治安当局に日本警察と同レベルの能力を要求することは困難です。

2. 当地在留邦人及び邦人旅行者等が事件・事故等に巻き込まれた場合、日本大使館は邦人保護の観点から可能な範囲で必要な措置を執ることとなりますが、同時に各人が常日頃から安全対策に対する意識を高く保持し、自分自身が事件・事故等の当事者とならないように努めるとともに、緊急事態が発生した場合にはどのように行動すべきかを確認しておく等、常に「自分の身は自分で守る」心構えを保持することが何よりも大切であると言えます。

3. 本マニュアルは、この様な観点から、ラオスに滞在する上での注意事項をまとめたものです。皆様の安全対策の一助となれば幸いです。

なお、本マニュアルは主に首都ビエンチャン市内での滞在を想定していますが、地方に滞在される方につきましては、「第6. 地方滞在時の注意事項」も参考としてください。

第2. 平素の心構え

1. 現地事情の理解

まず、ラオスの文化、習慣、国民性を正しく理解し、現地に融和するとともに、良識ある外国人として自覚ある行動をし、ラオス人との良好な関係を不断に保持する心構えが重要です。

2. 「在留届」の提出

(1) 「在留届」は、日本人が海外に3ヶ月以上滞在する場合に居住地を管轄する在外公館へ提出することが旅券法により義務づけられています。緊急時の連絡・安否確認のためにも大変重要なものですので、ラオスに3ヶ月以上滞在を予定される方は、大使館領事班に提出していただくとともに、住所や連絡先が変更になった場合や帰国される場合には、必ず変更届・帰国届を提出してください。

なお、「在留届」の提出・変更は大使館ホームページにリンクのある ORRnet から行って頂くのが便利です（なお、住所欄には必ず実際にお住まいの住所をご記入ください。ORRnet では「郵便が届く住所」と表示されますが、ラオスでは該当しません。）。

（２）大使館では、治安情報や海外安全情報等を随時電子メールにてお知らせしておりますので、在留届にメールアドレスを必ずご記入ください。在留届の提出後にメールアドレスを取得された方やメールアドレスを変更された方は、在留届の記載事項変更届をご提出ください。また、緊急時の連絡をスムーズに行うため、携帯電話の所有をお勧めします。所有している方はその番号を在留届に記載してください。

（３）万が一、ラオスの治安情勢が悪化し、テロ・クーデター・戦争等の発生が予測されるような状況になった場合は、提出された在留届に基づき、在留邦人宛に関係情報及び退避情報をお知らせしたり、在留邦人の安否・所在の確認作業を行いますので、在留届の情報は必ず最新の状態にしてください。

3. 情報の収集

（１）ラオスでは、事件・事故に関する情報が殆ど公開されず、治安関係情報の入手が困難であることから、ややもするとラオス人の温厚さから判断して安全だと考えがちです。しかし、最近では、町の中心でも、空き巣やひったくり・置き引き等の街頭犯罪が増加傾向にあり、地方では、反政府組織によると見られる襲撃・爆発事件が未だ発生しています。

（２）更に、一般犯罪の中でも、犯人が強盗に転じたり、銃器等の凶器を使用した強盗事件等、凶悪なケースが増えていますので、常に最新の治安情報の入手に努め、防犯上必要な対策を講ずることが重要です。

（３）日頃から邦人同士の連絡を緊密にし、情報の交換、相互支援体制を確立するよう努めるとともに、大使館から発出される安全情報や各種治安関連情報には十分注意してください。

（４）なお、ラオスで生活していると、流言・風説を耳にすることが少なくないですが、こと犯罪に関するものは、全てを否定することなく、防犯上の参考として頭の片隅においておくことも必要かと思われます。

4. 身のまわり品の準備

緊急時に備えて、必要最小限の物は直ちにスーツケース等に詰め込めるよう整理及びメモをしておくこと、緊急時に慌てることなく、また忘れ物もなく迅速に行動できます。旅券、現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード類は、緊急時に直ぐに持ち出せるよう適切に保管しておいてください。家

族全員が安全な隣国または第三国へ渡航するための費用及び、ホテル等の宿泊施設で10日間程度生活できる現金を常時手元に用意しておくことが大切です。

5. 旅券及び査証の確認

(1) 旅券については、6ヶ月以上の有効期間が残っていることを常時確認し、6ヶ月以下の場合には大使館で新規旅券の発給申請を行ってください(ラオス、タイ、ベトナム、中国等への入国に際しては、6ヶ月以上の残存有効期間が必要です)。

(2) 旅券査証欄の空欄が少なくなった方は、大使館で査証欄増補申請を行うことができます(増補は1回限り可能です。増補後、査証欄に空欄がなくなった場合は、新規旅券の発給申請を行う必要があります)。

(3) 新規旅券の発給には、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本(抄本)(現在お持ちの旅券が有効期間内かつ同旅券を取得されたときから氏名、本籍地に変更がない場合は不要です)、写真(4.5 cm×3.5 cm)1枚及び発給手数料(手数料は、日本で通常に支払う額に準じ、現地通貨にて支払うこととなります)が必要となりますので早めに手配し、緊急時に旅券の有効期限が切れていたということの無いように注意してください。なお、通常、旅券申請から交付まで1週間かかります。

(4) また、ラオス査証の有効期限が切れていると速やかに出国できなくなりますので、早めに更新しておくとともに、可能な場合は数次査証を取得するようにしてください。

(5) なお、旅券の最終ページの「所持人記入欄」はもれなく記載しておいてください。

6. 緊急備蓄品の整備

緊急時に備え、日頃から食糧、飲料水、医薬品、燃料等の物資の備蓄を心がけてください。

食料品：飲料水、缶詰、乾パン、インスタント食品等

医薬品：家庭用常備薬、持病の治療薬等

衣類：下着、タオル、軍手等

その他：FM・短波ラジオ、懐中電灯、ローソク、マッチ、炭、薪、洗面用具等

これらを定期的に点検の上常備しておいてください。食糧、飲料水の備蓄量は、概ね家族全員が10日～2週間生活できる量を目安としてください。

7. 自動車の整備等

(1) 緊急事態に備えて、平素から自家用車の整備には万全を期しておく必要があります。燃料は、残量が半分以下になったら常に給油する習慣にしておくが良いでしょう。

(2) 車内には、懐中電灯、地図、救急用具、非常脱出用ツール（シートベルトを切るカッターと窓ガラスを割るハンマーがセットになった物）等を装備しておいてください。

(3) 自動車を所有しない方は、自動車を所有する近隣の方と平素から連絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

8. 避難経路の確認

非常事態発生時に危険地帯を避けて、自宅から空港、友好橋等の国境通過地点及び大使館等の避難場所へ移動できる経路を複数確認しておくことが大切です。

第3. 治安情勢等

1. 治安情勢

(1) 概況

ラオスの治安情勢は、近隣諸国に比べ比較的良好であると言われてきました。これは、一党独裁の民主共和制下の当国が、治安維持を国家の基本政策として重視してきていることにもよります。しかし、2003年から2004年頃にかけてビエンチャンを含む全国各地において、路線バス等を狙った襲撃事件やバスターミナル等の施設での爆発事件が発生したこともあります。

当地は急激な経済成長により貧富の差が急拡大しており、簡単に大金を手に入れる人がいる反面、生活水準が一向に上がらない人もおり、治安面で決して不安定要素がないとは言い切れません。

(2) テロ・ゲリラ事件

(イ) 国内反政府組織等

近年、中部山間部（旧サイソンブン特別区）を中心に一部のモン族反政府勢力と政府軍との間で激しい武力衝突が断続的に発生しており、2012年も年当初から、モン族による活発な反政府活動が続き、7月には、シェンクワン県ポンサワン市に反政府勢力が多数進入し、一時期は緊張が高まったものの治安機関の大量導入等により、同市内の状況は平常を取り戻しました。

しかし、2015年11月及び12月（ラオス建国40周年記念行事前後）

には、サイソンブン県及びシェンクワン県等では車両に対する銃撃及び爆破事案が複数発生し、民間人にも死傷者が出た模様です。

(ロ) イスラム過激派によるテロ事件

ラオスでは、これまでのところイスラム過激派によるテロ事件は発生していません。国内における過激派組織の存在や、その構成員の潜伏等についても確認されていません。

2. 犯罪発生状況

(1) 一般犯罪の発生状況

(イ) 殺人・傷害・暴行事件

特に首都圏における犯罪の増加・凶悪化傾向は顕著であり、拳銃やナイフを使用した凶悪事件が多数発生しています。

現在までのところ、邦人が殺人事件に巻き込まれたという報告はありませんが、男女間の痴情のもつれから小型爆弾を使用して無理心中自殺をしたケースや、些細なトラブルから拳銃を使用した殺人に発展するケース、また薬物常用者による無差別殺人など、動機が短絡的で不可解な事件が多いのが特徴で、いつ巻き込まれてもおかしくない状況にあります。

無用なトラブルに巻き込まれないよう、自分の言動に注意することはもとより、特に若者が集まるクラブ・ディスコ等への夜間帯における接近及び立入りを避けることをお勧めします。

(ロ) 強盗事件

邦人をはじめ外国人を被害者とする強盗事件の発生も報告されています。睡眠薬を用いた「昏睡強盗」のケースも報告されています。最近では、拳銃やナイフなどの凶器を使用した大胆な強盗事件が多発しています。夜間の飲食を終えたレストラン帰りの客に対し、拳銃で発砲して脅しつつ所持品を強奪するケースや、信号待ちの車の運転手を拳銃で脅し、車内のバック等を奪うケースなど、「路上強盗」が数多く発生しています。拳銃などの凶器を使用した犯罪が増加しており、一歩間違えば生命に関わる犯罪となり得るだけに注意が必要です。

(ハ) 侵入盗（空き巣、忍び込み等）

近年、侵入盗事案（未遂も含む）が多発しており、邦人を含む外国人の被害も報告されています。これらの侵入盗の犯人が、銃器やナイフ等の凶器を所持しているケースがあり、より重大な犯罪に発展するおそれがありますので、十分な侵入盗対策が必要です。在留邦人宅や日系事務所等の侵入盗被害も数件報告されており、これら犯罪の中には、警備員を雇用しているにもかかわらず被害に遭っているケースもあります。

警備員の中には「寝ずに警備する」という意識が欠如した者もあり、優秀な

警備員の雇用と、警備員への指導・教育が何より重要です。また、万が一、侵入された場合を考慮し、家屋内外の施錠、外部への連絡手段の確保を再確認しておいてください。

また、無施錠や鍵自体の老朽化が原因で室内に侵入されたケースや、休暇及び出張のため長期間自宅や事務所を留守にしていた際に被害に遭ったケースもみられます。特に、在留する外国人の私生活は、我々が思う以上に注視されており、休暇や出張等に関する情報は直ぐ第三者に流れ、犯罪を企てる輩に伝われば恰好の標的となることを、これらの事例は示していると言えます。

その他、宿泊先で旅行者の所持品等が被害に遭うケースも報告されています。中にはメイド等の従業員が犯行に関与していると思われる被害もありますので、ホテルやゲストハウスでも施錠を確実にすることはもとより、目立つ場所に貴重品を放置せず、また、客室内の貸金庫も100パーセント安全ではないことに留意しておく必要があります。

(二) ひったくり等の路上犯罪

ビエンチャン特別市ではバイクを利用したひったくり事件が多数報告されています。ひったくり事件の手口の殆どは、日本と同様、オートバイ2人乗りの賊が背後から近づき、被害者が手に所持したり、自転車の前かご等に入れているバッグ類をひったくるといふものです。また、周囲に人気がないのに乗じてオートバイに2人乗りした賊が被害者を攻撃して所持品を無理矢理奪うといった路上強盗事件も報告されています。中には、賊がホテルの敷地内まで被害者の後をつけてきて、突然背後から暴力をふるって財物を強奪する事例もみられます。

これらの事件は、同一犯又は同一グループによる犯行であることが窺えます。最近の邦人に係る犯罪被害の大半がひったくり等の路上犯罪です。その多くが夕方から夜間にかけて市内中心部で発生しています。夜間時間帯に徒歩や自転車不要不急の外出をしないなど十分な注意が必要です。

(ホ) 誘拐事件

2012年12月15日午後5時頃、PADETC（参加型開発研修センター）の前理事長であるソムバット・ソンポーン氏が失踪する事件が発生しました。同氏はアジアのノーベル賞とも言われるマグサイサイ賞受賞者で、貧困削減や教育に多大な貢献をした人物として知られています。事件は、同氏が事務所から車で帰宅途中に何者かに拉致されたと見られていますが、未だに所在不明のままです。

3. 災害発生状況

(1) 当地において最も懸念される自然災害は、河川の増水による洪水です。

2008年8月には、大雨によるメコン河の増水で、警戒水位を数メートル超える日が数日続き、ビエンチャン特別市内においても、国道が浸水する等交通網が一部で遮断されました。また、数多くの家屋が床上・床下浸水の被害を受ける等、幸いなことに死者は報告されませんでした。大きな被害が生じました。現在では、ビエンチャン特別市内では護岸対策が進み、洪水発生危険性は以前に比べれば格段に低くなっていると言われてはいますが、地方では依然として毎年洪水被害が報告されています。食料の備蓄や防災セットの準備などの防災対策は必要です。

2018年の雨期には、アタプー県で建設中のダムの一部が豪雨で決壊し、下流域の村々が鉄砲水に襲われ、多数の死者・行方不明者が出ました。

ラオスでは、急峻な地形を活かして水力発電用のダム建設が積極的に進められています。上記のような決壊事故のリスクは極めて限定的だとは言えますが、ダムの下流域では、少なくとも豪雨時の緊急放水に伴う河川の急激な増水・氾濫リスクは視野に入れておく必要があります。仮にダム近くの下流域に居住・滞在せざるを得ない場合には、あらかじめ高台等の避難場所を選定しておくとともに、警報や避難指示情報等の入手ルートを確認しておいてください。

(2) 雨期の始まりの5月頃と終わりの10月頃には、激しい雷雨が発生しますので、注意が必要です。落雷に伴い、停電や電化製品の故障が多発しますので、懐中電灯等を常備し、電化製品のプラグはこまめに抜いておくことをお奨めします。山間部では、激しい降雨により土砂崩れや山崩れが発生することがあります。雨期の山道走行は転落事故も多く、バス・自家用車等を問わず、可能な限り避けた方が賢明です。

(3) なお、当地は地震発生の可能性は低いとされておりますが、2015年シェンクワン県（山岳部）において地震が発生しました。同地震による被害等は発生していませんが、今後も注意が必要です。

第4. 安全対策

1. 屋外犯罪防犯対策

屋外犯罪の代表的なものには、「強盗・恐喝」「ひったくり」「置き引き」「スリ」「車上狙い」「性犯罪」等が挙げられます。これらの犯罪を敢行しようとする者は、犯行現場として、犯行時に目立たず、且つ犯行後の逃走にも有利な場所を選びます。こうした犯罪に巻き込まれないためには、次の事項を参考に、常日頃から犯罪者の標的とならないよう留意することが重要です。

(1) 常に周囲の警戒を怠らない。

- (2) 不審者による追跡を感じたら安全な場所（警察官の詰め所，銀行等警戒の厳しい場所，人の多いところ）に身を寄せ不審者の追跡を中断させる。
- (3) 手荷物をなるべく持たないようにし，両手は可能な限りフリーにする。
- (4) 女性のハンドバッグ等は，たすき掛けにすると共に身体の前で手を添えて持つ。
- (5) 車道側，人通りの多い方向にバッグ等を下げない。
- (6) 旅券，金品等の貴重品は懷中に保管する。
- (7) 自動車は走行時・駐車時を問わず，短時間でも窓を閉めドアをロックする。
- (8) 自動車の車外から見えるところに現金やカバン等を置かない。
- (9) 夜間帯は徒歩や自転車ですぐの外出をしない。やむを得ず外出する場合は人気のない場所の通行は避ける。

2. 住居防犯対策

屋内での犯罪（「強盗」「空き巣」「忍び込み」等）を予防するためには，住居自体の防犯設備を強化すること，日常生活においても防犯上の措置を十分にとること，隣人や大家との良好な関係を保持することの3点が最も重要です。住宅選択の際にはできるだけ下記のように防犯上の要件を具備した物件を選択する必要があります。既に入居されている方については以下の要件の不足部分をできるだけ改善していくことが望まれます。

(1) 住宅選択の際のチェック事項

住宅を選ぶ際は，安全確保を最重点として物件を精査することが大切です。その際，前任者や家主等の関係者から十分な説明を受けることは，とても重要なことです。

(イ) 通勤・通学ルートの安全性

自宅から毎日通う場所（勤務先，学校，商店等）への安全なルートを2本以上確保できることが，行動をパターン化させないために是非とも必要です。

(ロ) 住宅の安全対策

独立家屋を選ぶ場合，安全対策の面から言えば，四方のうち三方は別の住宅に囲まれていることが望ましいと言えます。

例えば，隣や裏が空き地や公園である場合，賊はそこから暗闇に紛れて住宅に忍び込むことができますし，家の中の様子を窺うこともできます。

また，賊が侵入しようとする場合，それぞれの住宅の安全対策を比較し，最も侵入しやすい家を選びます。従って，周囲の住宅と比べて安全対策が明らかに不十分である場合，賊の恰好の標的となってしまうことから，家主が安全対策に積極的であるか否かは大変重要です。

(ハ) 3つの防衛線の安全対策

住居の防犯対策は次の「3つの防衛線」を強化することが重要です。

①第1次防衛線

独立家屋，集合住宅とも，「外壁」「門扉」で構成される敷地の境界線が第1次防衛線です。

【外塀】

外壁は住居を守る最初の防衛線であり，賊が簡単に侵入できないような構造であることが必要です。従って，丈夫で高いものに越したことはありません。外塀の上に防犯灯があれば，賊は他人に発見されることを恐れ，また，その上に障害物（忍び返し，有刺鉄線，ガラス片等）があれば心理的にも物理的にも侵入防止効果があります。

但し，賊の中に当該住居の構造を熟知している人間がいた場合，又は，一度賊が敷地内に侵入してしまった場合，覗かれにくい塀は逆に賊の犯行を助けることとなります。従って，外壁の強化とともに敷地内を警備する優秀な警備員を雇用することが望ましいと言えます。警備員には，勤務要領や不測の事態発生時の対処要領などしっかり指導する必要があります。また，番犬を飼うことも防犯上効果的です。

【門扉】

門扉は，第1次防衛線として外塀と同様重要です。外周のうち，特に門扉近辺には賊が潜んでいるか否かを確認するために必ず照明設備を設けます。さらに警備員を配置することにより，警備対策を一層効果的にすることが期待できます。

【駐車場（車庫）】

駐車場は住宅を選ぶときの重要な要素の一つです。強盗，誘拐などで一番狙われやすいのが出勤・帰宅時の乗降時です。駐車場は住宅の敷地内にあり，部外者が簡単に入れないことが必要です。

【庭】

庭と建物外周に照明設備を設け，庭に賊が身を潜めやすい暗がりを作らないことが大切です。また，植木や樹木，背の高い雑草等は賊の隠れ蓑となるので，日頃から良く整備し，屋内からも庭全体を見渡せるようにしておきましょう。また，二階や屋根などへの賊の侵入の助けとなるような足場の有無についても注意し，梯子や脚立などを不用意に放置しないようにします。

②第2次防衛線

家屋外壁，出入口，窓で構成される境界線が第2次防衛線です。

【出入口扉（玄関，勝手口等）】

玄関の扉は枠を含め頑丈なものとし，錠前は堅牢なものを2つ以上取り付け，

また、扉を開けなくても来訪者が確認できるように覗き穴やドアチェーンを設置します。扉の周囲に窓がある場合、そこから手や道具を使いドアを開けられる危険性があるので注意を要します。ドアアラーム、マグネットセンサー等の侵入警戒装置を取り付けるとより効果的です。

【窓】

賊にとって格好の侵入経路は窓です。窓、窓枠とも丈夫でなければ、鉄格子等で補強していても窓枠ごと破壊されます。また、小柄な賊（子供）であれば、25～30cm四方程度の間口から侵入できる者もいますので、全ての窓（トイレ等の小窓も含む）及び、換気扇、冷房器具の取付口に鉄格子を設置します。但し、火災などの発生を考え、鉄格子に内部から開閉できる脱出口を造っておくことが必要です。

③第3次防衛線

第1次、第2次防衛線を突破され賊に侵入される事態となった場合を想定し、一旦逃げ込む、或いは警察などに救出を求める時間を稼ぐための避難室を「第3次防衛線」として設置する必要があります。一般的には主寝室が最も適当と考えられます。

避難室の入り口扉は、第2次防衛線の扉より丈夫なものとし、錠前、カンヌキを2個以上取り付け覗き穴を設置します。また、外部へ脱出できる扉が設置されていることが必要で、緊急時の脱出を考えてロープや避難梯子等を用意しておきます。さらに、室内に電話を設置し、緊急連絡先リストを備えておきます。

（2）生活面の安全対策

（イ）訪問者に対する注意

訪問者があっても（特にアポイントの無い訪問者には）直ぐに扉を開けず、まずは訪問者の身元を確認することが重要です。物売りや、電気、水道などの工事人などは、不用意に住居の敷地内に入れてはいけません。警備員や使用人には、訪問者への対応はまず門扉越しに行うよう徹底する必要があります。

（ロ）使用人に対する注意

使用人は、家族と1日の長い時間を一緒に過ごし、家族に関する多くの情報に接し得る立場にあります。従って、信頼できる人からの紹介を受けるなどして、身元のはっきりとした使用人を雇用することが、安全に生活を送るための重要な条件となります。使用人にも家族同様しっかりした安全対策の心得を教えるとともに、家族に関し知り得た情報を不用意に第三者に漏らすことの無いよう徹底することが必要です。

たとえ気心の知れた使用人であっても、現金、貴金属等の貴重品や、鍵等を不用意に放置する等、隙を見せてはいけません。つい出来心で盗みを働かせる

結果にもなりかねませんし、使用人が犯罪の手引きをする場合もあります。常日頃から言動や態度、また、それらに表れる心情の変化などにも注意するようにします。

また、使用人を解雇する場合には、習慣に応じた退職手当を支給するなど、恨みを抱かれることのないような対応をとっておくことも重要です。

(ハ) 休暇等の際の措置と対策

長期間不在にする場合、特に独立家屋はその間全く無防備となります。賊が侵入したとしても生命の危険はありませんが、一度侵入に成功した賊が、味を占めて再度侵入する可能性があります。これを防ぐためにも、たとえ不在時であっても警備員には徹底した警備を行うよう指導し、可能であれば、大家や信頼できる方に、留守中の巡回、カーテンの開閉や照明の点灯を行ってもらうよう依頼しておくといいでしょう。

3. テロ・誘拐対策

ラオスでは、これまでイスラム過激派によるテロや誘拐事件は発生しておらず、邦人をターゲットとした反政府組織によるとみられる襲撃・爆発事件も発生していないことから、邦人そのものがテロや誘拐の標的となる可能性は低いと言えます。

しかしながら、世界各地で発生しているテロ事件を見ると、その多くは不特定多数を標的とするものであり、時として全く社会的背景が無い場所で起きる場合もあることから、事件発生の予測は極めて困難です。

また、誘拐事件については、2012年末にNGO（参加型開発研修センター）前理事長が所在不明となっており、何者かに拉致されたとみられています。身代金等の要求もなく、未だに発見には至っていません。同事件については、日本でも報道されましたし、国際的な関心を集めていますが、事件解決につながるような手がかりは今のところありません。

テロ事件や誘拐事件に巻き込まれないため、一般的な留意点について以下のようにまとめました。

(1) 大勢の人が集まる場所では十分に警戒する。周囲の状況に注意し、異常が認められた場合には、速やかにその場を離れる。

(2) テロの標的となるような施設や場所には極力近づかない。

(3) 通勤・通学経路を複数確保し、経路や通過時間を一定にしない等、日常生活にパターンを作らないよう心掛ける。

(4) 外出の際は、家族や職場の同僚に行き先や帰宅予定時間を告げておく等、常に自身の所在を明確にするよう習慣づける。

(5) 事件発生時には、絶対に野次馬にならない。

4. 防災対策

(1) 洪水などの大規模災害の発生のおそれがある等、必要と判断される場合には、メール及び大使館ホームページにて大使館等からの情報発信を行います。

(2) 普段からの非常用備蓄品の点検・整備に努めてください。上述の通り、水や食料など、家族が10日間程度生活できる量の備蓄を常にしておいてください。

(3) 火災が発生しても、日本国内のような迅速な消防活動は期待できませんので、日頃から火の元には十分注意し、消火器を常備するようにしてください。漏電等による電気火災も多く発生していますので、消火器は電気火災等にも対応した物を購入してください。使用するアイロンや電熱器等、火災を引き起す恐れのある電化製品については、使用人にもその取扱方法をよく説明し、管理を徹底することが大切です。

万が一火災が発生した場合、消火器による消火が不可能な場合は速やかに避難してください。天井まで火が回ってしまった場合、消火器による消火は不可能と考えるべきです。避難後、直ちに近隣宅に火災発生を知らせるとともに、消防、警察、大使館、知人等へ連絡を取り援護を求めます。当地の家屋の構造は、日本のそれとは全く違い（殆どの家屋はレンガ造り）、倒壊の危険もありますので、貴重品を取りに延焼中の家屋へ飛び込む等の行為は厳に避けてください。

5. 交通事故防止対策

(1) 御自身で運転される場合

ラオスの道路交通事情は急速に悪化しています。近年、経済発展により、自動車・オートバイの数が急増していますが、その一方で、信号機等の交通インフラは全く整っておらず、更に交通ルールやマナーの知識が殆ど無いに等しい運転手が車両を運転している状況であり、結果として交通事故が多発しているのが現状です。

道路の整備に伴って各車両の速度が上がり、重大事故の割合も増加傾向にあります。2018年中、ラオス全国の交通死亡者数が987名でしたが、同年中ほぼ同じ人口を抱える千葉県で発生した交通事故死亡者数は186名であったことと比べると、人口比でいかに死亡事故が多発しているかが窺えます。

最近では、深夜集団でスポーツカーやオートバイを乗り回す若者グループも存在しており、飲酒や、時には薬物を摂取の上、高速で車両を運転する等、巻き込まれると大変危険です。

当地においては、公共交通機関が未発達なことから、殆どの在留邦人の方は自家用車やオートバイを使用していますが、この様な劣悪な交通事情の中で事

故を回避するためには、極力現地人ドライバーを雇うと共に、やむを得ず自分で運転する場合には、常に次のような「防衛運転」に心がけ、自らを守る必要があります。

ア 常に周囲の状況に注意し、前方車、併走車の急な進路変更、後続車の前方不注意による追突、無理な追い越し、路側からの飛び出しといった危険を予測し、いつでも回避できるよう心構えを持つ。

イ 余裕を持った運転に心がける（特に早めの出発を心がけることは、心理的余裕から速度を抑え、車間距離も十分に取ることができます）。

ウ 車両整備を徹底し、突然の故障による事故を防ぐ。

エ オートバイ運転の際は必ずヘルメットを着用し、昼夜を問わずヘッドライトを点灯する。

オ 飲酒・酒気帯び運転は、判断力を鈍らせ、重大な事故の原因となるため、日本と同様、厳に慎む。

カ 夜間の運転は交通事故を惹起する可能性が高くなるので、できる限り避ける。

ハンドルを握るときは、常に心の余裕や思いやりの精神を持ちつつも、「自分以外の運転者を安易に信用しない」「自分の運転能力及び車両性能を過信しない」という心構えで慎重に運転するよう心がけてください。同乗の方も、常に周囲の状況に注意し、運転者を助けることが大切です。

交通事故は、速度に目が慣れない運転開始後間もなくと、気の緩む帰宅直前に多発すると言われています。

また、シートベルトは短時間であっても確実に締め、お子様にはチャイルドシートやジュニアシート等をご使用ください。「エンジンを掛けたらシートベルトを即締める」という心構えが必要です。

なお、万が一に備えて、十分な保険に加入されることを強くお勧めします。

（２）バスやタクシー等に乗車する場合

ラオスにおける主な交通手段としては、小型の三輪自動車（トゥクトゥクやサムローと呼ばれるもの）とタクシーがありますが、これらは往々にして運転が乱暴であったり、整備が十分でない、あるいは保険に加入していないなど、信頼性や安全性に欠けるものが少なくありませんので、利用する場合には十分な注意が必要です。

また、地方行きの長距離バスに関しても、整備不良、運転ミスや居眠り等の安全性の問題が指摘される事故例が報告されています。長距離バスは、地方の未舗装の道路を走行することが多く、スリップに伴う横転や転落等の事故の危険性があります。このため、特に夜間の便の利用は控えるとともに、日中の便であってもこれ利用する際は、天候やルート of 道路状況等を事前によく確認し

ておくことをお勧めします。

6. 事件・事故発生時の措置

前述のような防犯対策，防衛運転を心掛けていても，絶対に事件・事故に遭遇しないとは言い切れません。不幸にしてこれらの当事者となった場合，まずは身体・生命の安全を確保するとともに，被害を最小限に押さえることが重要です。

(1) 事件に巻き込まれた場合

屋外では，周囲の状況を極力冷静に判断して，まずは速やかに現場からの離脱を試みます。屋内の場合等で離脱不可能な場合は，犯人への無抵抗を貫きます。

犯人が犯行に及ぶ際の精神状態は尋常ではなく，犯人の追跡や抵抗は，予期せぬ反撃を受ける等の二次被害につながる可能性もありますので，いたずらに相手を興奮させることのないよう対処することが重要です。自分や家族の命に替えてまで守らなくてはならないものはないことを常に念頭に置き，可能な限り冷静に対処してください。

現場から離脱し，或いは犯人が逃走したならば，事件の発生を迅速に警察に通報します。犯人の人相，着衣，身体的特徴や逃走方向，手段等を出来るだけ詳細に把握しメモを取っておくと，事後捜査の参考となります。

(2) 交通事故に巻き込まれた場合

事故を起こした場合や巻き込まれた場合，速やかに保険会社あるいは交通警察へ事故発生の通報を行います。当国の場合，保険会社・警察官が来る前に事故車両を移動させてはならないことになっておりますので，注意してください。

また，一般のラオス人の殆どは事故の賠償能力が見込めないことから，十分な額の保険に加入の上，事故発生の際には当該保険会社にも連絡を取り，その後の処理を警察と保険会社に依頼するのが得策です。

(3) 当国官憲に身柄を拘束（逮捕）された場合

領事関係に関するウィーン条約に基づき，身柄を拘束した治安機関に対し，日本大使館への通報（領事官通報）を要請することができます。この通報を受けて大使館では，親族，知人等への連絡や弁護士リストの提供等の必要な支援措置を取ります。

7. 傷病者の緊急移送要領

(1) ビエンチャン特別市内の主要な病院は24時間診療可能であり，主としてレスキューチーム（1623及び1624）による患者搬送が行われています。しかし，医療水準が極めて低いため，余程の緊急時以外はタイの病院に救

急搬送を依頼して救急車を手配してもらう必要があります。

市内の病院へ搬送の際には、緊急医療に対応できる医師が在院かどうか予め確認するとともに、入院や精密検査などが必要となった場合には、タイ等近隣諸国への移送の可能性もありますので移送に備え、旅券、現金、保険証書等も併せて準備しておくべきです。

(2) 日頃から、海外旅行者保険や駐在員保険などの傷害保険の加入・継続をし、有効期限や、付帯事項の確認に心掛けてください。

(3) ビエンチャン特別市内のクリニック Centre medical de l' Ambassade de France (CMAF) (French Embassy Medical Centre) は英語や仏語での対応が可能で、邦人や外国人も利用しています。緊急携帯電話に連絡すれば夜間・休日でも対応可能です。このクリニックには歯科が併設されています(要予約)。曜日により診療時間が異なりますので受診前に確認してください。

住所 : Bvd. Keuvieng-Simeuang

電話 : 021-214150, 緊急電話 020-5655-4794

ワッタイ空港近くの Alliance International Medical Centre は、タイ・ノンカイやウドンタニにあるワッタナ病院が支援し、主にワッタナ病院の医師が交代で診療に当たっています。英語での対応が可能です。小児科や皮膚科等の医師の診察が可能な日があります。診療科により診療日や時間が異なりますので受診前に確認してください。開院時間は月曜日から金曜日は午前8時から午後8時、土曜日は午前8時から午後5時、日曜日は休診です。

住所 : Souphanouvong Rd, Wattayyathong

電話 : 021-513095, Fax : 021-513096

(4) タイのノンカイ・ワッタナ病院(ノンカイ県)、エック・ウドンインターナショナル病院(ウドンタニ県)及びバンコク病院ウドン(ウドンタニ県)は、いずれも24時間対応可能です。これらの病院に連絡すれば、ビエンチャン市内まで有料で救急車を手配できます。運転手が市内の地理に不案内な場合がありますので、友好橋、大きな病院やホテル、大使館など目印となるような場所で待ち合わせすることをお勧めします。

但し、第1友好橋閉鎖時間帯(午後10時から翌朝6時まで)における越境については、あらかじめ友好橋入国管理事務所(電話:021-812-040,037又は044)にも通報し、開門を依頼する必要があります。また、第2友好橋(パクセー・ウボン間)は午後8時には閉門になるため、ラオス側入管担当者(020-9973-4336)へ通報する必要があります。

なお、2017年1月以降、日本の一般旅券所持者がビザなし・陸路でタイへ入国できる回数が暦年2回までに制限されています。タイの入国管理官が急病患者と認識できれば人道的配慮から3回目以降のビザなし・陸路入国を認め

てくれるようですが、万一に備えて、数次有効のタイ入国査証を申請できる方はなるべく取得しておくことをお勧めします。

第5. 緊急事態発生時の対処要領

1. 情報収集と大使館への通報

邦人相互間の緊密な連絡、大使館への問い合わせ等により正確な情報の把握に努めてください。重大な事態の発生を知ったとき、または発生のおそれがあるという情報・事態を入手したときは、速やかに大使館に通報するようお願いいたします。

2. 通信が平常の場合の情報伝達および安否確認

緊急事態の発生、または発生するおそれがある場合には、大使館は日本国外務省やラオス関係省庁等と緊密に連携を取りつつ、情報の収集・分析及び対処策について検討します。

これらの事項は、皆様が在留届に記載したメール・アドレス宛に電子メールを配信したり、大使館ホームページを通じて情報提供を行います。

また、緊急事態発生時には、電話連絡の他に、邦人関係各団体の連絡網や電子メールを利用して、皆様の安否を確認させていただきます。

3. 通信が不通の場合の情報伝達及び安否確認

大使館では、有事の際に在留邦人の皆様に正確な情報を送るべく、ミニFM放送局を設置しています（電波到達範囲は概ねビエンチャン市内一帯です）。電話回線が使用不能になった際等には、このFM放送機で情報を発信しますので、各家庭でFM放送波を受信できるラジオを1台御用意して頂きますよう、お願いいたします。

☆FM放送局の周波数は次の通りです。

1チャンネル：88.60MHz

2チャンネル：88.40MHz

3チャンネル：88.80MHz

※電波混信等の状況に応じ、上記3チャンネルのいずれかにより放送します。

また、大使館では、緊急事態発生時に電話回線が使用不能となった際等には、大使館の事務所の他、JICA事務所、サマーセット・ホテル、ラオプラザ・ホテルにおいて情報提供及び安否確認作業を行うことを考えています。

緊急事態発生時にラオス国内の通信が不通であっても、タイ側の通信等を使って、国際ローミングによって国外に通話できる可能性があります。この場合は、東京にある外務省本省に電話して自らの安否を報告してください。

4. 避難等

大使館から退避勧告があった場合は、これに従い速やかに指示された場所へ避難または引き揚げを実施するようお願いいたします。また、大使館の引き揚げ勧告等を待たずに自主的に避難または引き揚げをする場合には、その旨を大使館に通報するようお願いいたします。

第6. 地方滞在時の注意事項

ラオスの地方都市においては、ビエンチャン以上にインフラが未整備であり、移動手段や通信手段に乏しく、劣悪な医療事情やマラリア等の感染症にも十分注意する必要がありますので、これまでに述べた注意事項に加え、更に下記事項に注意する必要があります。

1. 移動手段の確保・近隣国への渡航経路の確認

緊急事態発生時に、ビエンチャンまたはタイ等近隣諸国へ速やかに移動するための移動手段の確保に努めてください。また、滞在地に応じ、近隣国（特にタイ）へ最短時間で渡航するための経路を確認しておいてください。

なお、2017年1月以降、日本の一般旅券所持者がビザなし・陸路でタイへ入国できる回数が暦年2回までに制限されています。万一来て備えて、数次有効のタイ入国査証を申請できる方はなるべく取得しておくことをお勧めします。

2. 移動中の安全確保

(1) 陸路での移動

地方では、移動手段が陸路のみに限られる場所が多く、移動中の安全確保に努めてください。治安情勢はもとより、大雨による道路の冠水や、崖崩れといった道路状況に関する情報を常時確認するようにします。特に、夜間や雨期に道路状況の悪い北部において長距離バスを利用することはなるべく避けてください。一般的には、夜間や霧の出る早朝等、視界の悪い中での移動は出来る限り避けるとともに、移動中の万が一の故障や事故に備え、複数台でまとまって移動することが重要です。シートベルトは、後部座席も含め全員が必ず締めるように心掛けてください。

(2) 空路での移動

空港を持つ都市といっても、便数が限られている、座席数の少ない小型機が中心である等、空路での国内移動には制約があります。過去には、ラオス航空国内線でも地方空港で天候不順の中での有視界飛行で墜落事故も発生しています。目的地の最新治安情勢の入手も重要ですが、到着地の天候、空港からの移動手段の状況把握にも努める必要があります。

(3) 水路での移動

ラオスでは、水路による移動も主要な移動手段の一つですが、スピードボートや、スローボートを問わず、個人経営の船が多く、保険にも加入していないため、万が一の事故に対する補償はまず期待できません。

利用に当たっては、救命胴衣・ヘルメット（スピードボート乗船時）を確実に装着してください。

3. 水難事故に注意

ラオスでは、概ね4月末から10月末までの6ヶ月間が雨季とされていますが、毎年雨季になると各地において水難事故が多発しています。特に、観光スポットであるバンビエンや南部のソムパニットの滝周辺の河川は、過去に旅行者が鉄砲水に巻き込まれて死亡する事故が発生しています。このような水辺を訪問する場合には、遊泳禁止のサインが出ている場所や河川の流れが速くなっている場所では絶対に水に入らない、また、チュービング（大きなタイヤのチューブに乗った川遊び）やカヌー遊びなどを行う場合は、必ずライフ・ジャケットを着用し、指導員の指示に従う等、安全確保に十分注意する必要があります。

4. 連絡手段の確保・定期連絡の励行

自宅電話や短波ラジオの他、可能な限り携帯電話や衛星携帯電話を所持してください。

日本のご家族や本社、現地事務所等との定期連絡をするよう心掛けてください（平時であっても、いわゆる「異常なし報告」をする体制作りが必要です）。

5. 注意すべき病気

ラオスにおいて注意すべき病気として、雨季を中心に流行するデング熱があります。また、ビエンチャン特別市以外ではマラリアに注意が必要です。デング熱やマラリアは、蚊が媒介して感染しますので、肌を極力露出させない、虫除けスプレー、蚊取り線香やマット等を常用する、山や藪には極力入らない、住居周りにボウフラ繁殖の原因となる水溜まりを作らない等の感染予防対策を取ってください。

また、ラオスでは家禽類への H5N1 型鳥インフルエンザの感染が発生し、ヒトへの感染が確認された事があります。鳥インフルエンザは致死率が高いため、鳥との接触は出来るだけ避けた方が良いでしょう。生きた鳥が売られている市場や養鶏場など鳥の多い場所にはむやみに訪れない、死んだまたは弱った鳥などには手を触れない、近づかない、そして手洗いが重要です。

生や加熱不十分な淡水魚を食べた場合、タイ肝吸虫症に感染することがあり、食材には注意が必要です。

ラオス南部では川の中に入るにより皮膚から侵入するメコン住血吸虫症が見られます。また、病原性レプトスピラを持った動物の尿に汚染された水や土壌に接触するとレプトスピラ症に感染する可能性があります。特に洪水後の水に浸かるとレプトスピラ症に感染する危険が高くなるといわれています。むやみに水の中に入らない、発生地域での水田や河川では裸足で歩かない、泳ぐことは避けるのがよいでしょう。

狂犬病予防のため見知らぬ犬や猫には触れないよう注意してください。もし咬まれた場合には、直ちに石けんを用いて傷口をよく洗い、ワクチン接種など治療のため出来るだけ早く病院（ビエンチャン市内では上記の医療機関等、地方では県病院など）へ受診してください。

その他にも、下痢など感染性胃腸炎にかからないようにするため、生水は飲まない、氷も生水から作られている可能性もあるため注意し、生ものの摂取は極力避ける。そして予防接種を実施する（A型・B型肝炎、破傷風、日本脳炎等）等、各種感染症の予防に努めてください。

6. 地方の医療事情

特に地方に於いては医師や医療設備、医薬品の不足など医療の整備が不十分であり、大きな病気や怪我をした際、現地の病院を受診しても確実な診断や治療を受けられない可能性があります。病気や怪我をした際には、緊急且つやむを得ない処置以外は、極力設備の整ったタイ等の病院を受診されることをお勧めします。

第7. 緊急連絡先

1. 在ラオス日本国大使館

電話：021-414400～3（領事班内線20又は18）

FAX：021-414406

緊急電話：020-5551-4891（執務時間外・24時間対応）

ホームページ : <http://www.la.emb-japan.go.jp>

Eメール : consular@vt.mofa.go.jp

休館日（2019年） 土曜日・日曜日及び以下の日は休館します。

1月 1日（火） 元旦
1月 2日（水） 年始休暇
1月 3日（木） 年始休暇
2月 11日（月） 建国記念の日
3月 8日（金） 国際女性の日（※）
4月 15日（月） ラオス正月（※）
4月 16日（火） ラオス正月（※）
4月 17日（水） ラオス正月振替休日（※）
5月 1日（水） メーデー（※）
5月 2日（木） 天皇即位にかかる休日
5月 3日（金） 憲法記念日
7月 15日（月） 海の日
7月 16日（火） 安吾入り（※）
8月 12日（月） 山の日振替休日
9月 23日（月） 秋分の日
10月 14日（月） ポートレース祭（※）
11月 4日（月） 文化の日振替休日
11月 11日（月） タートルアン祭（※）
12月 2日（月） 建国記念日（※）
12月 30日（月） 年末休暇
12月 31日（火） 年末休暇

（※）ラオス公休日又は祭日

2. ラオス警察機関

警察（緊急）

電話：1191

（ビエンチャン市内）

チャンタブリー郡警察

電話：021-212907

シーコタボン郡警察

電話：021-212712

サイセタ郡警察

電話：021-412456

シサタナーク郡警察

電話：021-212333

ナーサイトーン郡警察

電話：021-632016

サイタニ郡警察

電話：021-732061

| | |
|------------|----------------|
| ハーサイフォン郡警察 | 電話：021-832062 |
| サントーン郡警察 | 電話：030-9949166 |
| パークグム郡警察 | 電話：021-890412 |
| 友好橋入国管理事務所 | 電話：021-812037 |

3. ラオス消防機関

| | |
|------------|---------------|
| 火災発生時 | 電話：1190 |
| ビエンチャン市消防署 | 電話：021-312017 |

4. 病院

(1) ビエンチャン市内

CMA F (Centre medical de l'Ambassade de France)

電話：021-214150

緊急電話：020-5655-4794

Alliance International Medical Centre

電話：021-513095

インターナショナルクリニック (マホソット病院内)

電話：021-214022

インターナショナルクリニック (セタティラート病院内)

電話：021-330374～5

マホソット病院

電話：021-214018

セタティラート病院

電話：021-351156

フレンドシップ (友好) 病院

電話：021-710006

(2) タイ国内

ノンカイ・ワッタナ病院 (ノンカイ県)

電話：66-42-465201 (代表)

エック・ウドン・インターナショナル病院 (ウドンタニ県)

電話：66-42-342555 (代表)

66-81-9540954 (英語対応)

バンコク病院ウドン (ウドンタニ県)

電話：66-42-343111 (代表)

66-850-106338 (緊急, 英語対応)

バンコク病院 (バンコク)

電話： 66-2-310-3000（代表）
66-2-310-3257（日本語受付）
66-89-814-3000（24時間コールセンター）

バムルンラード国際病院（バンコク）

電話： 66-2-667-1000（代表）
66-2-667-1501（日本語受付）

サミティヴェート病院スクムビット（バンコク）

電話： 66-2-711-8181（代表）
66-2-711-8122～4（日本語受付）

5. その他

（1）滞在許可に関する照会先

入国管理局外国人入国管理事務所 電話：021-251287

（2）ラオス査証に関する照会先

ラオス外務省領事局 電話：021-414035

（3）ラオス運転免許証に関する照会先

ラオス交通公共事業省交通局車両コントロール室
電話：021-412269

（4）ラオス観光局 電話：021-21225

（5）ラオス国日本人会（Association of Japanese Residents in Lao P.D.R.）

ホームページ：<http://ajrl.la/home/index.html>

（6）ビエンチャン・インターナショナルスクール（日本語補習授業校所在）

電話：021-486001